

○子ども・子育て支援法（抜粋）（平成二十四年八月二十二日）（法律第六十五号）

第三款 特定乳児等通園支援事業者

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A 【第12版】（抜粋）

No. 108

質問 公立保育所等において市町村が自ら乳児等通園支援事業を行う場合には、児童福祉法に基づく「認可」を受ける必要はないが、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるとの認識でよいか。

回答 ご認識のとおりです。

No. 151

質問 公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、子ども・子育て支援法第54条の2に規定される「乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認」は市町村長が当該市町村長に対して自ら申請を行い、確認を行うのか。

回答 ご認識の通りです。

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第54条の2第2項

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

令和8年 月 日

小山市長 浅野 正富 様

所在地 小山市中央町1-1-1

申請者 氏名(又は名称) 小山市

代表者氏名 小山市長 浅野 正富

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	小山市立やはた保育所			
事業所の所在地	小山市八幡町2丁目8番8号			
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒323-8686			
	小山市中央町1-1-1			
	電話:0285-22-9639			
	メール:d-hoiku@city.oyama.tochigi.jp			
設置者・事業者の代表者	フリガナ	アサノ マサトミ	職名	市長
	氏名	浅野 正富	生年月日	昭和32年1月10日
事業の開始予定年月日	令和8年 4月 1日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称	小山市立やはた保育所		
(2)施設の所在地	小山市八幡町2丁目8番8号		
(3)区分	一般型乳児等通園支援事業(在園児合同型)		
(4)受入年齢	0	歳から	2
			歳まで
(5)事業開始予定日	令和8年4月1日		
(6)提供日・時間・提供を行わない日	提供日:月曜日から金曜日まで 時間:午前9時30分から午前11時半まで 提供を行わない日:国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日		
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)	300	円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無	有	

キャンセル料が発生する場合の理由

無断でのキャンセルは他の利用者の迷惑となるため。

(9)給食・おやつ	給食の有無	無	費用		円		
	おやつの有無	無	費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無	無	内容		費用		円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
大塚 美恵子	所長	39 年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

職員数	2	人	うち保育士資格者数	2	人	3	人
専従者数	1	人	うち保育士資格者数	1	人		

(3)職務内容

乳児等通園支援の指導計画等の立案をし、その計画等に基づきすべての利用乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

4 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室	4	6.60 m ²	3.30 m ²	1階
②ほふく室	0	0.00 m ²	0.00 m ²	
③保育室	5	1.98 m ²	1.98 m ²	1階
④遊戯室	1	0.00 m ²	0.00 m ²	2階
⑤便所	有			

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児	3.30 m ²	1人	1.65 m ² (1.65m ² /人)	0歳児			(3.3m ² /人)
1歳児	3.30 m ²	1人	1.65 m ² (1.65m ² /人)	1歳児			(3.3m ² /人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3m ² /人)	0歳児			(3.3m ² /人)
1歳児			(3.3m ² /人)	1歳児			(3.3m ² /人)
2歳児	1.98 m ²	1人	1.98 m ² (1.98m ² /人)	2歳児			(1.98m ² /人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件	確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。			
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。			
ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。	○		
	イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。	2階 常用 1 屋内階段 2 屋外階段	○	
		2階 避難用 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	○	
		3階	常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4階以上 常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				

要件			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			○
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。			○
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。			○
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			○
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			○
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			○
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			○
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。			○	

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法 ・調理室の有無 ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合) 認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、他の乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

令和8年 月 日

小山市長 浅野 正富 様

所在地 小山市中央町1-1-1

申請者 氏名(又は名称) 小山市

代表者氏名 小山市長 浅野 正富

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	小山市立出井保育所			
事業所の所在地	小山市大字出井1060番地1			
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒323-8686			
	小山市中央町1-1-1			
	電話:0285-22-9639			
	メール:d-hoiku@city.oyama.tochigi.jp			
設置者・事業者の代表者	フリガナ	アサノ マサトミ	職名	市長
	氏名	浅野 正富	生年月日	昭和32年1月10日
事業の開始予定年月日	令和8年 4月 1日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称	小山市立出井保育所		
(2)施設の所在地	小山市大字出井1060番地1		
(3)区分	一般型乳児等通園支援事業(在園児合同型)		
(4)受入年齢	0	歳から	2
			歳まで
(5)事業開始予定日	令和8年4月1日		
(6)提供日・時間・提供を行わない日	提供日:月曜日から金曜日まで 時間:午前9時30分から午前11時半まで 提供を行わない日:国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日		
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)	300	円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無	有	

キャンセル料が発生する場合の理由

無断でのキャンセルは他の利用者の迷惑となるため。

(9)給食・おやつ	給食の有無	無	費用		円		
	おやつの有無	無	費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無	無	内容		費用		円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
平井 裕子	所長	37 年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

職員数	2	人	うち保育士資格者数	2	人	3	人
専従者数	1	人	うち保育士資格者数	1	人		

(3)職務内容

乳児等通園支援の指導計画等の立案をし、その計画等に基づきすべての利用乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

4 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室	1	0.00 m ²	0.00 m ²	1階
②ほふく室	1	0.00 m ²	0.00 m ²	1階
③保育室	4	8.58 m ²	8.58 m ²	1階
④遊戯室	1	0.00 m ²	0.00 m ²	1階
⑤便所	有			

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(1.65m ² /人)	0歳児			(3.3m ² /人)
1歳児			(1.65m ² /人)	1歳児			(3.3m ² /人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児	3.30 m ²	1人	3.30 m ² (3.3m ² /人)	0歳児			(3.3m ² /人)
1歳児	3.30 m ²	1人	3.30 m ² (3.3m ² /人)	1歳児			(3.3m ² /人)
2歳児	1.98 m ²	1人	1.98 m ² (1.98m ² /人)	2歳児			(1.98m ² /人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件			確認欄	
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		○	
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。		○	
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	○
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	○
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

要件			避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			○
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。			○
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。			○
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			○
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			○
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			○
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			○
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。			○	

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法 ・調理室の有無 ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合) 認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

5 その他

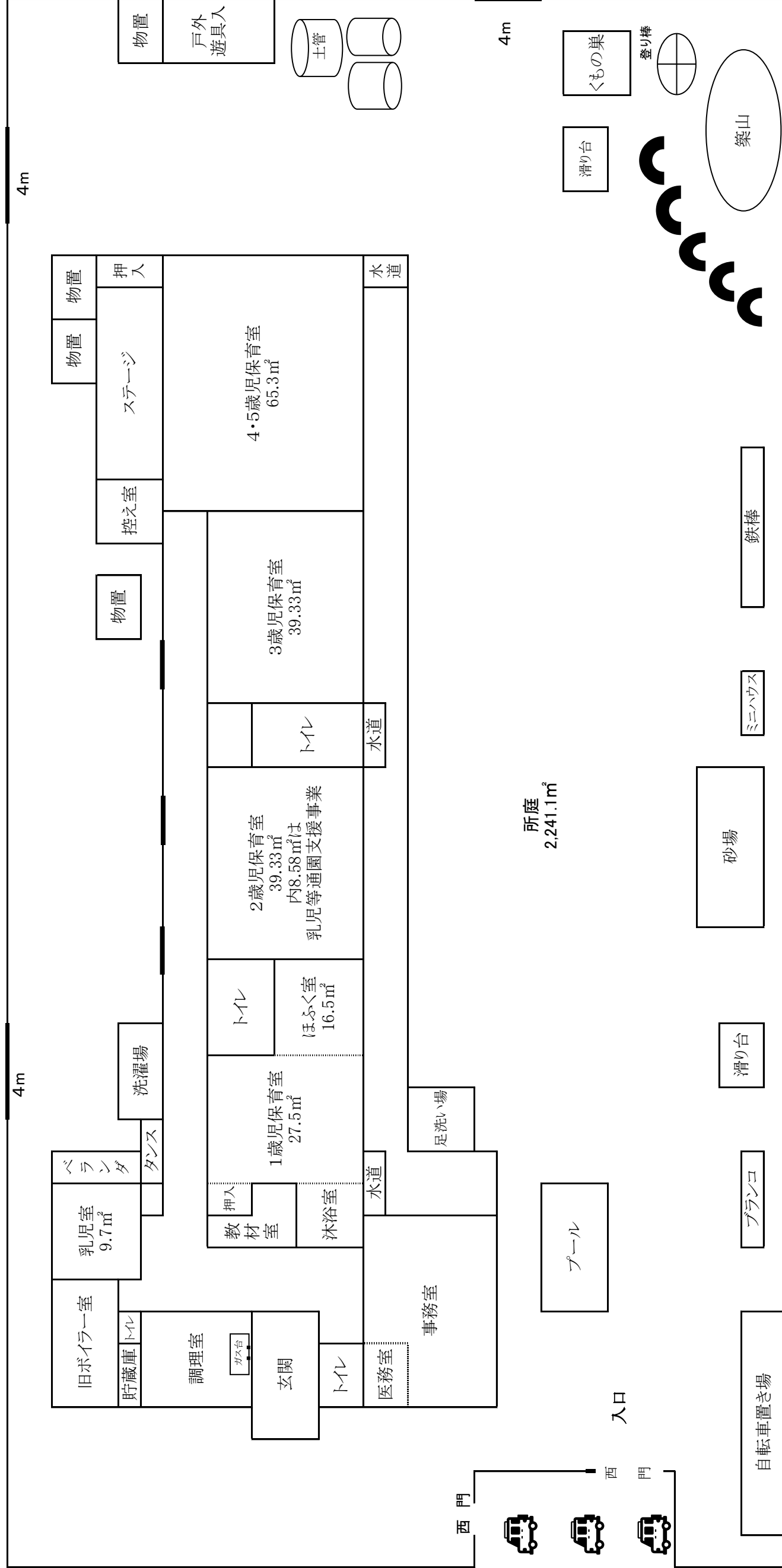
(1) 地域との連携に関する取組

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、他の乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

北門

東門



小山市大字出井1060番地1
 小山市立出井保育所
 ☎0285-23-3047

小山市立出井保育所